

令和8年度 小規模団体活動支援事業実施要領

1 目的

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、熊本県社会福祉振興基金により、地域で福祉活動を活発に推進している小規模団体の設備や機材の整備に対して助成を行い、団体活動の活性化を促すことにより、地域で支援を必要とする方々の社会参加の促進と活力ある地域福祉活動の推進を目的として本事業を実施する。

2 助成対象事業

県内の小規模団体が実施する次の事業を対象とする。

- (1) 障がい者等の創作的活動や生産活動及び社会との交流等を促進する共同作業所の事業
- (2) 生活困窮等により十分な食事がとれない子どもに食事や居場所を提供する子ども食堂等（地域食堂含む）の事業
- (3) 高齢者、その家族、地域住民及び専門家等が集い、認知症予防や情報交換等の場を提供する認知症カフェ等の事業

3 助成金額

助成率及び上限額等は、次のとおりとする。

- (1) 1団体に対し、原則として総事業費の3分の2以内で、かつ10万円を限度として助成する。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 助成金は、予算の範囲内で交付する。

4 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 器具什器費（物品の購入に係る経費）
- (2) 修繕費（建物、器具及び備品等の修繕又は模様替えに係る経費）
- (3) 消耗品費

5 助成対象事業等の制限

次の事業等は対象としない。

- (1) 他の団体からの補助や公的助成を受けている事業
- (2) 団体の運営に関する経費（日常業務に係る人件費、家賃などの経常経費）
- (3) 令和5年度以降に本事業による助成を受けた団体

6 申請期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）までとする。

なお、この期間の申請に伴う助成額が予算に達しない場合、追加募集することがある。

7 助成方法

本会が別に定める、令和8年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付要項（以

下「交付要項」という。)の定めるところによる。

なお、助成金の申請にあたっては、添付の手引きを参照のうえ交付要項第3条に規定する書類に加えて、別紙「自己評価表」を提出するものとする。

附 則

この要領は令和8年4月10日から施行する。

令和 8 年度 熊本県社会福祉振興基金 助成金交付要項

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）は、熊本県社会福祉振興基金設置規程第 5 条に規定する事業の振興を図るため、民間福祉団体の活動等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要項の定めるところによる。

(助成対象事業及び助成金の額)

第 2 条 助成の対象事業並びに助成金の額については、別表のとおりとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第 3 条 前条の助成金の交付を受けようとする者（以下「助成事業者」という。）は、令和 8 年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に助成事業実施計画書（別記第 2 号様式）及び助成事業収支予算書（別記第 3 号様式）を添えて、別に定める期日までに県社協会長へ提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 4 条 県社協会長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、令和 8 年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付決定通知書（別記第 4 号様式）により、その旨を助成事業者に通知するものとする。

2 県社協会長は、助成金の交付目的を達成するために、必要がある場合は助成金の交付決定に際し条件を付することができる。

(助成金の請求)

第 5 条 前条に規定する交付決定を受けた助成事業者は、助成金の請求について、熊本県社会福祉振興基金助成金請求書（別記第 5 号様式）を県社協会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 6 条 県社協会長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

(実績報告)

第 7 条 前条の規定により助成金の交付を受けた助成事業者は、当該年度末日までに事業を完了するものとする。

2 助成事業者は、助成金に係る事業を完了した日から 30 日以内若しくは事業翌年度の 4 月末日のいずれか早い日までに、令和 8 年度熊本県社会福祉振興基金事業実績報告書（別記第 6 号様式）に助成事業実施報告書（別記第 7 号様式）及び助成事業収支精算書（別記第 8 号様式）を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 8 条 県社協会長は、前条の規定により事業実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を助成金交付確定通知書（別記第 9 号様式）により助成事業者に通知する。

(調査等)

第 9 条 県社協会長は、助成金交付に係る事業若しくは助成金の使用に関し、その状況を調査し、又は必要な報告を徴することができる。

(交付の取り消し等)

第 10 条 県社協会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の交付申請をしたとき。

(2) 第 4 条第 2 項により、県社協会長が付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業等について交付すべき助成金の額の確定があった後、同項に規定する事実が認められたときにおいても適用するものとする。

(文書等の保管期間)

第 11 条 この助成事業に関する文書等の保管期間は、5 年とする。

(雑則)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は令和 8 年 4 月 2 日から施行する。

別表（第2条関係）

令和8年度 熊本県社会福祉振興基金助成金
助成対象事業及び助成金額

No.	助成対象団体	助成対象事業名	予算額	助成金の額
1	市町村社協	市町村社協活動推進事業 (1) 地域福祉活動推進事業 (2) 広域的活動推進事業 (3) 市町村ボランティア連絡協議会との協働事業	7,500,000 円	(1) 地域福祉活動推進事業 1 事業の上限額 ア 新規 50 万円 イ 継続・発展・強化 25 万円 ウ 複数事業を実施する場合は、1 社協 2 事業 100 万円 (2) 広域的活動推進事業 1 事業の上限額 200 万円 (3) 市町村ボランティア連絡協議会との協働事業 1 事業の上限額 50 万円
2	民間福祉団体	民間福祉団体活動推進事業	1,400,000 円	1 事業の上限額 50 万円 (対象経費の3分の2以内)
3	民間福祉団体	各種大会助成事業	800,000 円	九州大会規模 10 万円 全国大会規模 15 万円
4	小規模団体	小規模団体活動支援事業	800,000 円	1 事業の上限額 10 万円 (対象経費の3分の2以内)
	合	計	10,500,000 円	

手引き

1 事業の目的

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、熊本県社会福祉振興基金により、地域で福祉活動を活発に推進している小規模団体の設備や機材の整備に対して助成を行い、団体活動の活性化を促すことにより、地域で支援を必要とする方々の社会参加の促進と活力ある地域福祉活動の推進を目的として本事業を実施します。

2 助成対象事業（次の事業を実施する県内の小規模団体に助成します。）

- (1) 障がい者等の創作的活動や生産活動及び社会との交流等を促進する共同作業所の事業
- (2) 生活困窮等により十分な食事がとれない子どもに食事や居場所を提供する子ども食堂等（地域食堂含む）の事業
- (3) 高齢者、その家族、地域住民及び専門家等が集い、認知症予防や情報交換等の場を提供する認知症カフェ等の事業

3 助成金額（予算の範囲内で交付します。）

- (1) 1団体に対し、原則として総事業費の3分の2以内で、かつ10万円を限度として助成します。ただし、千円未満の端数は切り捨てます。

4 助成対象経費（助成金の対象となる経費は、次のとおりです。）

- (1) 器具什器費（物品の購入に係る経費）
- (2) 修繕費（建物、器具及び備品等の修繕、又は模様替えに係る経費）
- (3) 消耗品費

5 助成対象事業等の制限（次の事業等は対象としません。）

- (1) 他の団体から助成を受けている事業
- (2) 団体の運営に関する経費（日常業務にかかる人件費、家賃などの経常経費等）
- (3) 令和5年度以降に本事業による助成を受けた団体

6 申請方法等

- (1) 申請期間
令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）（県社協必着）
- (2) 申請方法と書類
次の書類を県社協に郵送で提出してください。
 - ア 助成金交付申請書（別記第1号様式）
 - イ 助成事業実施計画書（別記第2号様式）
 - ウ 助成事業収支予算書（別記第3号様式）

エ 自己評価表（別紙）

オ 見積書（ウで購入等を計画している物品の金額が記載されたもの）

- (3) この助成事業の関係書類について、県社協ホームページに掲載された令和8年度熊本県社会福祉振興基金交付要項（以下「基金交付要項」という。）と本支援事業の実施要領で確認してください。

<https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

【問合せ・連絡先】

熊本県社会福祉協議会 ボランティアセンター 担当 田中
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 3-7（県総合福祉センター2階）
電話 096-324-5436 ファックス 096-324-5427
電子メール kvc@kumashakyo.jp

7 注意事項

- (1) 助成先の法人名・団体名・所在地・助成事業の内容について、本会の機関紙及びホームページ等により公表することがありますので、申請法人・団体はこのことを了承のうえ申請してください。
- (2) 申請に係る提出書類は返却しません。
- (3) 本会が選考のために必要と認めた場合は、申請法人・団体に対し、さらに詳しい書類の提出の依頼、又は、訪問等による調査を実施することがあります。
- (4) 本会は、助成後3年の間、助成先に対し、活動状況等についての調査をすることがあります。
- (5) 本会は、助成先が次に該当する場合、助成金の交付停止又は返還を求めることがあります。
- ア 助成金の用途等の申請内容に虚偽があることが判明した場合
- イ 申請事業を取りやめるなどにより、当初の目的を達成できないと本会が認めた場合
- ウ 助成の対象事業について、重複して他の資金助成を受けた場合
- (6) 助成金の交付を受けた小規模団体等は、事業完了後（30日以内）、本会に基金交付要項第7条第2項に規定する助成金事業収支精算書を提出する際に、経費の支出に係る領収証の写しを添付してください。

小規模団体活動 支援事業(助成)のご案内

熊本県社会福祉協議会では、地域で福祉活動を活発に推進している小規模団体の設備や機材の整備に対する費用の一部を助成します。

対象事業 県内で共同作業所、子ども食堂、認知症カフェ等を運営する小規模団体の設備や機材の整備に係る経費

- ① 備品や機材の購入費用
- ② 作業場等の補修や環境整備等の費用
- ③ 通信機器や事務機器等の消耗品の購入費用

※ただし、下記の場合は助成対象になりません。

- ① 他の団体からの補助や公的助成を受けている事業
- ② 団体の運営に関する経費（日常業務にかかる人件費、家賃などの経常経費等）
- ③ 令和5年度以降に本事業の助成を受けた団体

助成金額 10万円まで（総事業費の3分の2以内）

申込期限 令和8年5月29日(金) 必着

申込方法 別添「申請の手引き」をご参照ください。

所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送によりご提出ください。

申請書類は本会ホームページに掲載しています。

(<https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>)



【問合せ先】

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 ボランティアセンター
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター2階
TEL 096-324-5436 FAX 096-324-5427



【本会ホームページ】

